（船員法施行規則の一部改正）

第五条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第十条第二項及び同条第三項中「確認印」を「確認」に改める。

第二十条中「船員の氏名欄に船員の確認印のある」を削り、「かえ」を「代え」に改める。

第二十一条第二項中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

第三十条中「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に、「記名押印した」を「氏名又は名称を記載した」に改める。

第四十五条第一項第四号ハ中「（受領印を押させること。）」を削る。

第一号書式第二表記載心得4中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同書式第四表中

「

その他の労働条件	本人認印	官庁受理印

」

を

「

その他の労働条件	官庁受理印

」

に改め、同表記載心得2中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同表記載心得7及び記載心得9中「確認印」を「確認」に改める。

第二号書式第二表記載心得4中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同書式第五表記載心得6中「に署名押印させる」を「の氏名を記載する」に改め、同書式第六表から第八表までの書式中「（署名押印）」を削る。

第十一号書式中

「※　上記のとおり相違ないことを証明する。
　　　年　月　日
　　　船舶所有者氏名　　　　㊞」

、「並びに※印欄」及び記載心得6を削り、記載心得7を記載心得6とする。

第十二号書式中「㊞」及び記載心得3を削る。

第十三号書式及び第十四号書式中「㊞」及び記載心得4を削る。

第十五号書式中「㊞」を削る。

第十六号書式第六表及び同書式第八表中「（印又は署名）」及び「（Seal or signature）」を削り、同表中

「

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由 Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferment	船員の確認印又は署名 Seal or signature by holder of this pocket ledger

」

を

「

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由 Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferment

」

に改め、同書式第九表中

「

船舶所有者の氏名又は名称 （印又は名称） Name of shipowner (Seal or signature)	船員の確認印又は署名 Seal or signature by holder of this pocket ledger

」

を

「

船舶所有者の氏名又は名称 Name of shipowner

」

に改め、同書式第十表から第十三表までの書式中「（印又は署名）」及び「（Seal or sig-